

避難情報が発表された場合の対応について

避難情報の伝達は、市の責任において行いますが、大雨警報等が発表された場合は、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意してください。
また、市民の皆様におかれましては、下記について、ご協力くださるようお願いいたします。

避難情報の種類・状況	町内会長、自主防災会長 にお願いしたいこと	民生委員・児童委員、 地区社会福祉協議会、地区福祉会 にお願いしたいこと	小・中学校	保育園・幼稚園	児童館(児童クラブ)
<p>《避難準備情報》</p> <p>○災害が発生する可能性が高まった状況</p> <p>○避難の準備をする段階 市は避難所を開設</p> <p>○避難に時間がかかると思われる人は、念のため、自主的に避難を開始する段階</p>	<p>○避難準備情報を連絡網等により班長等に連絡する。</p> <p>避難準備情報は、緊急告知FMラジオ、町内会長等への電話連絡、エリアメール、ホームページ、広報車等で市民へお知らせします。地域内への情報伝達について、皆様のご協力をお願いします。特に避難行動要支援者につきましては、町内会、自主防災会、民生委員・児童委員が協力して、優先的な連絡をお願いします。</p> <p>避難行動要支援者等避難に時間がかかる人は、町内会、自主防災会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、地区福祉会等の協力により、避難を開始することができます。また、各地域において、避難行動要支援者に対する避難支援方法について、事前にご検討くださるようお願いいたします。</p>	<p>○避難準備情報を避難行動要支援者等に連絡する(安否確認、自力避難の可否を確認)。</p>	<p>＜児童生徒在校中＞</p> <p>①教育活動を打ち切り、避難準備情報の発表を保護者に連絡し、児童生徒を学校に迎えに来てもらおう。</p> <p>②保護者の迎えがあるまでは、児童生徒は学校で預かる。ただし、中学生については、安全が確保できると判断される場合に限り、保護者に連絡し、教師の引率、立哨等の対策も講じた上、下校させることができる。</p> <p>＜学校始業前＞</p> <p>当日は、学校を休校とする。その場合、各家庭に、家庭の状況(留守家庭等)に応じて、児童生徒を学校に避難させてよいことを連絡する(その場合は、保護者が学校へ送ってくる)。</p>	<p>＜園児在園中＞</p> <p>①避難準備情報の発表を保護者に連絡し、保護者に園児の迎えを要請する。保護者が迎えに来るまでは、園児は保育園・幼稚園で預かる。</p> <p>②園の安全について確認し、避難勧告前でも危険と判断した場合は、指定された避難所に園児とともに移動する。その場合、保護者には避難所へ迎えに来てもらうよう伝える。</p> <p>＜保育園・幼稚園開園前＞</p> <p>当日は休園とする。その場合、保育が必要な家庭については、他の園で受入れ可能かどうかを確認し、保護者に連絡する。</p>	<p>＜開館時間中＞</p> <p>①避難準備情報の発表を保護者に連絡し、保護者に児童の迎えを要請する。保護者が迎えに来るまでは、児童は児童館(児童クラブ)で預かる。</p> <p>②施設の安全について確認し、避難勧告前でも危険と判断した場合は、指定された避難所に児童とともに移動する。その場合、保護者には避難所へ迎えに来てもらうよう伝える。</p> <p>＜開館時間前＞</p> <p>当日は、児童館を休館、児童クラブを休止とする。</p>
<p>《避難勧告》</p> <p>○災害の発生する可能性が明らかに高まった状況</p> <p>○避難を開始する段階</p>	<p>○避難勧告を連絡網等により班長等に連絡する。</p> <p>○住民は、避難を開始する。</p> <p>避難行動要支援者等避難に支援を要する方の対応は、上記に準じます。</p>	<p>○避難勧告を避難行動要支援者等に連絡する。</p> <p>○住民は、避難を開始する。</p>	<p>＜児童生徒在校中＞</p> <p>①学校で預かり、安全を確保する。</p> <p>②保護者に連絡する。</p>	<p>＜園児在園中＞</p> <p>①避難を開始する。</p> <p>②保護者に連絡し、避難所への迎えを要請する。</p> <p>③迎えが来ていない園児は、避難所で保育を継続する。</p>	<p>＜開館時間中＞</p> <p>①指定された避難所へ児童とともに避難を開始する。</p> <p>②保護者に連絡し、避難所へ児童を迎えに来るよう要請する。</p> <p>③保護者が児童を迎えに来るまで、避難所での預かりを継続する。</p>
<p>《避難指示》</p> <p>○災害の発生する可能性が非常に高まった状況</p> <p>○直ちに避難をする段階</p>	<p>○避難指示を連絡網等により班長等に連絡する。</p> <p>○住民は、直ちに避難をする。</p> <p>避難行動要支援者の世帯等で避難していない人がいる場合の対応は、上記に準じます。ただし、危険が迫っている場合は、その人を2階建て以上の鉄筋・鉄骨造りの建物、又は自宅の2階等へ避難させてください。</p>	<p>○避難指示を避難行動要支援者等に連絡する。</p> <p>○住民は、直ちに避難をする。</p>	同 上	<p>＜園児在園中＞</p> <p>①直ちに避難をする。</p> <p>②保護者に連絡し、避難所への迎えを要請する。</p> <p>③保護者が迎えに来るまで、避難所で保育を継続する。</p>	<p>＜開館時間中＞</p> <p>①指定された避難所へ児童とともに直ちに避難する。</p> <p>②保護者に連絡し、避難所へ児童を迎えに来るよう要請する。</p> <p>③保護者が児童を迎えに来るまで、避難所での預かりを継続する。</p>